

議案第7号

あきる野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の廃止に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

あきる野市個人情報保護条例（平成15年あきる野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。